

平成22年12月橋本市議会定例会会議録（第1号）その2
平成22年11月29日（月）

（午前9時30分 開議）

○議長（中西峰雄君）おはようございます。
ただ今の出席議員数は23人で定足数に達して
おります。

○議長（中西峰雄君）これより平成22年12月
橋本市議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

○議長（中西峰雄君）今定例会に出席の説明
員については、お手元に出席説明員表を配付
いたしております。

なお、去る9月市議会定例会以降、当局の
人事発令により新しく就任し、本日出席の部
長を紹介願います。企画部長。

○企画部長（吉田長司君）去る10月6日の人
事異動におきまして説明員の変更がありまし
たのでご紹介いたします。建設部長、松浦広
之です。

○建設部長（松浦広之君）松浦です。どうぞ
よろしく願います。

○議長（中西峰雄君）この際、諸般の報告を
いたします。

市長から、平成22年11月18日付、橋総第126
号並びに平成22年11月25日付、橋総第131号を
もって本日招集の市議会定例会に提出する議
案22件が送付されております。

次に、議会運営委員会委員長、上久保君か
ら平成22年11月29日付をもって議案1件が提
出されました。議案はお手元に配付いたし
ております。これを今会期中にご審議願います。

次に、監査委員から、平成22年11月17日付、
橋監委第60号をもって例月出納検査報告書、

同じく平成22年11月17日付、橋監委第54号を
もって平成22年度第1次定期監査実施報告書
のそれぞれ提出がありましたので、その写し
を配付いたしております。

次に、平成22年11月25日付、橋総第130号を
もって市長専決処分事項の報告があったので、
その写しを配付いたしております。

次に、文教厚生委員長から、行政視察報告
書の提出がありましたので、配付いたしてお
ります。

次に、議会事務局から、平成22年9月6日
から11月28日までの議会関係行事報告書を配
付いたしております。それぞれご覧願います。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中西峰雄君）これより日程に入り、
日程第1 会議録署名議員の指名 を行いま
す。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条
の規定により、議長において4番 松浦君、
10番 松本君の2人を指名いたします。

日程第2 会期決定について

○議長（中西峰雄君）日程第2 会期決定に
ついて を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月17日ま
での19日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月17日までの19
日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の予定表のとおりでありますので、ご了承願います。

日程第3 承認第1号 専決処分事項の承認について（和解に係る損害賠償の額を定めることについて） から、日程第25 委員会提出議案第1号 橋本市報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例について までの23件

○議長（中西峰雄君）日程第3 承認第1号 専決処分事項の承認について（和解に係る損害賠償の額を定めることについて） から、日程第25 委員会提出議案第1号 橋本市報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例についてまでの23件を一括議題といたします。

まず、市長提出の議案について提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）皆さん、おはようございます。

本日、平成22年12月市議会定例会の開会にあたり上程議案の説明に先立ち、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆さんには、何かとご多用の中、ご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、11月も本日も明日の2日間、明後日からは師走の月となりますが、街路樹の落ち葉が風に舞う様はいよいよ冬の到来を感じさせる季節となってまいりました。

このような中、本日より12月17日までの19日間にわたりまして、ご協議並びにご審議をいただくわけですが、どうぞよろしくお願いを申しあげます。

さて、昨日和歌山県知事選挙が行われ、仁坂県政の続投が決まりました。依然混沌とす

る社会経済情勢の中でいかに本県が浮揚するか、仁坂知事の手腕に大きな期待を寄せるところでございます。

それでは、提出議案の説明に先立ちまして、休会中に生じた行政上の主な出来事についてご報告をさせていただきます。

本日午前8時でしたが、朝鮮半島、朝鮮区域の非常に問題を抱えておるわけでございます。大阪信太山の第37の連隊の皆さんが橋本の紀の川グラウンドへ集結をいただきまして、岩出の大宮までの35kmを歩行訓練を行うということでございました。歓迎のあいさつを申し上げたところでございまして、やはりそうした緊迫している情勢の中で、隊員の皆さんも緊張した姿勢でそれぞれ取り組んでおられるようございまして、大変心強く感じた次第であります。

次に、尖閣諸島の問題で中国との関係が混沌としている中でございますが、先月10月20日から10月24日までの4日間、大連で開催された中日貿易投資展示商談会に全国各地から250の企業団体等が出展をされてございました。そうした中で柿の販路開拓という目的で私どもも参加をさせていただきました。これは和歌山県議会議員の井出議員のお力によるものでございまして、昨年から参加しているものでございます。今年は、かつらぎ町長、九度山町長ほか、JAとか生産者の代表の皆さん13名が参加されまして、当地方の特産物である柿のPRを行ったところであります。当地方の柿は中国のバイヤーに大変好評でございました。今年で2回目の参加となる当商談会として近い将来中国への柿の輸出の確かな手ごたえを感じたところでございます。九度山町は富有柿、かつらぎ町はあんぼ柿と紀ノ川柿、橋本市は種なし柿、合わせてみんなで持ちで150kgほど持って行ったところでございます。試食を多くしていただいて、日

本の柿はおいしいという評判がございまして、九度山の柿を1個1,000円で販売をしたところでございます。橋本市の種なし柿は、最初500円で売ったんですが、なかなか売れにくくて350円ほどに値下げしますと、買っていただいたというようなことでございます。中国の柿は柔らかい柿でありますし、日本の柿は固いということで好評であったことだけは確かでございます。

また、今月9日から、本市の友好都市であります中国・泰安市を中西市議会議長を団長に中本副議長、行政からは清原副市长、吉田企画部長、野上企画経営室長の5名が表敬訪問をいたしました。歓迎レセプションには、橋本市との友好、交流を第一に考え大切にしたいと温かい歓迎をお受けしたと報告を受けております。

また、ハイテク産業開発部の展示センターやモンゴル牛乳グループなどの視察、中国の5大名山の一つである世界遺産に登録されている泰山にご案内していただいたとお聞きいたしました。中西団長からは李洪峰泰安市長に全国ヘラブナ釣り大会のお誘いやパイル織物のPRをするなど、訪問団一行は泰安市長をはじめ市関係とさらに友好を深め、公式行事の日程を終え、11月12日無事帰国されました。

中西議長さま、中本副議長さま、大変ご苦労さまでございました。

次に、企業誘致についてでございますが、まだまだ底冷えする経済状況でございますけれども、本市の企業誘致活動も実際大変厳しいものがございます。しかし、その中、堺市に本社がある北辰精工株式会社が紀北橋本エコヒルズに進出していただくこととなりました。去る10月18日に土地売買契約を締結いたしました。当社は、先般土地売買契約を締結した小川工業株式会社の関連会社で自動車

のステアリング及びシート部品などの金属製品製造会社でございます。なお、操業開始時期等は現在のところ未定となっております。

また、大阪市に本社を置く日進化学株式会社も紀北橋本エコヒルズに進出していただくことが決定いたしました。この会社は、各種化粧品及びエアゾール製品の受託充填・加工を手掛ける企業でございまして、この度、取引先の新規事業立ち上げによる需要増に対応するため、本市に新工場を建設する運びとなりました。製造拠点のかつらぎ工場は皆さんよくご存じと存じます。投資予定額は約11億円、橋本工場の操業開始予定は、平成24年4月ということになっており、創業後3年間の雇用者数は78名を見込んでございます。用地面積は1万7,000㎡、約5,000坪となっております。

これら、本市の企業誘致活動をする上において必要不可欠な国道371号の整備促進につきましては、10月13日に和歌山県知事に、また11月1日には国土交通省近畿整備局に、伊都の首長関係者でそれぞれ陳情を行ったところであります。特に（仮称）新紀見トンネルの着手につきまして、強く要望をいたしました。なお、この371号バイパスの早期完成の必要性を国、県、関係者に強く訴えるため、第3回目となる決起大会を年明けの2月27日に県立橋本体育館において開催する予定でございます。そして、国、県及び関係者が、多くの地元の皆さんが集っていただいて、本市の発展のための命の道としてバイパスの完成に向け、大会を持ってまいりたいと思っております。

また、先週の月曜日、11月22日には、今年第5回目となる東京橋本会の総会が開催されました。本市議会からは、議長、副議長をはじめ、14名の議員の出席をいただき、私からは岡潔数学WAVEのその後について若干公

民館でやっておるとか、秋山仁先生のご講演を行ったとかという経過を申し上げながら、特に作成中の絵本の報告や、あるいはその他ふるさと納税のお礼とご協力、さらなる企業誘致への情報提供等をお願いしてまいりました。

また、来年6月、7月に完成予定のやどり玉川峡温泉、橋本市の奥座敷として位置づけてございますので、完成の暁にはふるさとへお帰りの節にはぜひ、ひと風呂浴びて帰っていただきたいということも付け加えさせていただいたところでもあります。そして多くの人とも懇親を深めさせていただきましたが、その中で特に市が発行しております市報はしもとを毎月送らせていただいておりますので、本当に橋本市のことを手にとるようによくわかりますという、女性の皆さんからも心強い感想を聞かせていただいておりますので大変嬉しく思っております。

このほかにも秋のさまざまなイベントが開催され、市民総合体育大会、まっせ、すこやか橋本まなびの日、さらには各地区公民館、文化センターなどで開催いたしました各種事業が大過なく行うことができましたのも、関係各位のご協力とご努力の賜物と深く感謝をいたしておるところであります。ありがとうございました。

それでは、12月定例市議会に提出いたしました議案についてご説明を申し上げます。

本議会には、市長専決処分事項の承認案件として5件、平成22年度橋本市一般会計及び特別会計、企業会計の各補正予算案件が9件、条例関係が3件、その他の案件として市道の認定や指定管理者の指定、人権擁護委員候補者の推薦など合計22件を上程させていただきました。

まず、承認第1号の和解に係る損害賠償の額を定めることについてでございますが、こ

れは橋本市民病院での損害賠償訴外事件について、10月1日に相手方と条件面の合意に至りましたので、早期に示談を締結するため、平成22年10月12日付で専決処分を行ったものであります。

承認第2号の土地の処分の変更について及び承認第3号の土地の処分について、あわせてご説明申し上げます。平成22年6月17日に企業誘致用地である橋本隅田土地区画整理事業区域内、Sゾーン用地の土地を小川工業株式会社に譲渡する議決をいただき、同社と土地譲渡契約を締結したところでもあります。当初契約では、同社からの要望により関連進出予定企業の用地も含めた内容で契約していましたが、今般、進出予定企業の北辰精工株式会社の進出が決定したため、小川工業株式会社より当該契約を変更してほしい旨の申し出がありました。このことに基づきまして小川工業株式会社と用地面積及び譲渡金額を変更する契約を締結し、あわせて北辰精工株式会社と土地譲渡契約を締結するため、平成22年10月18日付で専決処分を行ったものであります。

ただ今、ご説明申し上げました承認第1号から承認第3号までについては、いずれも急施を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、それぞれ専決処分をしたので同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、議案第1号は、平成22年度橋本市一般会計補正予算（第4号）についてでございます。歳出の主なものをご説明をさせていただきますと、総務費の庁舎管理に要する経費では、庁舎1階の男子用トイレの一部を和式から洋式に改修する経費など200万円を予算計上いたしました。

また、地域安全に要する経費では、和歌山

県地域グリーンニューディール基金を活用し、市が管理する防犯灯及び、橋本・高野口斎場等の防犯灯をLED照明に取り替える費用として618万5,000円を予算計上いたしました。

次に、民生費の学童保育に要する経費では、境原小学校の空き教室を活用し、学童保育所を設置する経費として380万円を計上するとともに、母子生活支援施設に要する経費では、母子生活支援施設「わかくさ」への入所者増加に伴い、措置費を266万7,000円増額補正いたしました。また、児童扶養手当等支給に要する経費では、母子家庭、父子家庭の増加に伴い、児童扶養手当を545万円増額したほか、生活等扶助に要する経費では、生活保護世帯及び同対象者の増加に伴い、生活等扶助費として7,900万円を増額補正することといたしました。

次に、衛生費の予防接種に要する経費では、新型インフルエンザワクチンの接種者の増加に対応するため、助成金として295万円を増額補正したほか、水道事業会計における拡張費の減額に伴い、一般会計からの出資金を9,965万円減額いたしました。

農林水産業費の農業振興に要する経費では、今年度春季の低温による農作物被害に対応するため、JAが融資した生活営農資金の利子分を県及び関係市町村、JAで5年間助成することとなったため、平成22年度の利子補給金として18万5,000円を予算計上いたしました。なお、貸出金利2.95%のうち県が1.25%、市町村0.85%、JAが0.85%それぞれ助成することとなります。

また現在、県事業として恋野地区で施工中の中山間総合農地防災事業が予算増額されたため、市の負担額も915万7,000円の増額となります。

次に、商工費では国民宿舎紀伊見荘のプール解体費及び備品のリース契約解除のための

補償金等を一般会計から繰り出すため、繰出金として1,711万円を予算計上いたしました。

消防費でございますが、災害対策に要する経費として自主防災組織設置推進のため、資機材等の購入費を補助するため、自主防災組織設立推進事業補助金として300万円を、災害時に公共下水道マンホールに設置できる災害用トイレ3基の購入費として20万5,000円を予算計上いたしました。これらは、県のきのくに防災力パワーアップ事業を活用するもので、自主防災組織設立推進事業補助金につきましては、当初予算計上額と合わせて600万円となります。

教育費では、現在施工中の教育文化会館耐震改修事業の工期が延長されるのに伴い、当初計画されていた平成23年4月の図書館の開館が7月に延期されることから、今年度予算化をした図書館備品を1,309万8,000円減額した上で、債務負担行為を設定するものでございます。なお、当予算については平成23年度に改めて予算計上することになります。

次に、体育振興に要する経費では、2015年に開催される和歌山国体の啓発事業の一環として、平成23年3月12日に県立橋本体育館で開催されるきのくにスポーツフェスティバル2010わがまちスポーツの関係経費50万円の予算計上をいたしました。国体開催時、本市はバレーボール競技の会場となることから、元全日本代表選手を講師に迎え、小・中学校及び高等学校の生徒を対象としたバレーボール教室を開催することになっております。

以上が一般会計補正予算の歳出の主なものであり、歳出予算の増減に伴い歳入予算も補正してございますのでよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第2号から議案第9号までは、各特別会計補正予算及び、企業会計補正予算でございます。

特別会計の主なものをご説明申し上げますと、議案第2号の橋本市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、医療費の増加に伴い各給付費などを増額補正したほか、議案第3号の橋本市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）は、紀伊見荘のプール解体工事費や備品のリース契約解除のための補助金などを予算計上いたしております。

また、議案第4号の橋本市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、国庫補助事業の事務費の廃止に伴い、流域下水道事業の事務費に係る負担金が増額となるため、流域下水道事業負担金625万4,000円を増額補正いたしました。

議案第8号の橋本市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、後期高齢者医療広域連合への納付金の増加に伴うものでございます。

次に、議案第9号の橋本市水道事業会計補正予算（第3号）の主なものは、資本的支出として、工事の施工状況の変更に伴い、拡張費で1億9,923万1,000円を減額するとともに、それに伴う収入として他会計繰入金等を減額するものでございます。

以上が本議会に上程いたしました各会計補正予算の概要でございます。

続きまして、議案第10号は、橋本市エコパーク「紀望の里」設置及び管理条例についてであります。橋本周辺広域ごみ処理場の建設とその20年以上にわたる稼働に伴う周辺環境の整備事業として、橋本市エコパーク「紀望の里」の設置工事を進めているところであります。この施設は、浴場を備えた建物と多目的広場で構成され、浴場はごみ焼却場の余熱を有効利用するようになっております。この施設が完成し、市民の皆さまにご利用いただくことにより人の交流と地域の活性化が図られ、市民の皆さまに廃棄物処理場に対する従

来のイメージを払拭し、より身近で親しみやすい施設として感じていただけるようになるものと考えております。つきましては、橋本市エコパーク「紀望の里」を平成23年4月1日から供用開始いたしたく、設置及び管理条例を提案いたします。

議案第11号は、橋本市児童遊園設置及び管理条例の一部を改正する条例についてであります。これはちびっ子広場の維持管理を委託している区・自治会からの要望を受け、六つの広場の廃止と二つの広場の移転を行うものであります。

議案第12号は、市道路線の認定についてであります。これは、大野慈尊院線を新たに市道として認定するものであります。

議案第13号及び議案第14号は、公の施設の指定管理者の指定についてであります。議案第13号は、橋本市立すみだこども園の指定管理者として、社会福祉法人顕陽会を指定するところについて、議案第14号は橋本市運動公園の指定管理者として、財団法人橋本市文化スポーツ振興公社を指定することについて、それぞれ地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第15号は、和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更についてであります。これは、御坊市ほか3カ町国民健康保険事務組合が平成23年3月31日をもって解散することに伴い、同日付で和歌山県市町村総合事務組合を脱退したい旨の通知があったため、組合規約の一部を変更するものであります。

選第1号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。これは、人権擁護委員として谷口善志郎氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

続きまして、別冊の議案書をご覧くださいますようお願いいたします。

承認第4号及び承認第5号は、和解に係る損害賠償の額を定めることについてであります。この2件はどちらも公用車の事故に伴うもので、先日相手方と条件面での合意に至りましたので、早急に示談を締結する必要が生じ、急施を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき市長においてそれぞれ専決処分をしたもので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

議案第16号は、橋本市特別職給与条例の一部を改正する条例についてであります。平成22年8月10日付で人事院から内閣及び国会に対し本年の勧告が行われました。その主な内容は、民間給与との格差があるという調査結果を受け、期末勤勉手当の支給月数を4.15カ月分から3.95カ月分に0.2カ月分引き下げるほか、医療職のうち医師を除く中高年齢層の給料の引き下げや55歳を超える管理職員に対する給与の支給額の引き下げなどであります。本市におきましては人事院勧告の趣旨を踏まえ、また県内の他の自治体の動向も勘案した結果、給料表の改定、55歳を超える管理職員の給与引き下げ、期末勤勉手当の12月期支給月数を2.2カ月分から2.0カ月分にする0.2カ月分の引き下げ等を実施いたします。また、平成18年4月より実施してきました職員の給料カットにつきましては、今回の期末勤勉手当の支給月数引き下げにより財源が確保できていること、管理職員以外の職員については廃止いたします。ただし、財政状況が厳しいことには変わりはありませんので、管理職員については1%のカット率で継続いたします。なお、特別職につきましても同様の理由から12月期の期末手当を職員と同じく、期末手当2.0カ月分となるよう、0.2カ月分の引き下げを実施するものであります。

以上、承認5件、議案16件、選第1号、計22件についてご説明を申し上げました。議員各位にはよろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中西峰雄君）市長の説明が終わりました。

続きまして、委員会提出案第1号について提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、21番 上久保君。

〔21番（上久保 修君）登壇〕

○21番（上久保 修君）皆さん、おはようございます。ただ今、議長のほうから提出議案の趣旨説明というお申し出をいただきましたので、委員会提出議案第1号 橋本市報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、本年8月の人事院勧告に基づき職員の12月期期末手当の0.15カ月分及び勤勉手当0.05カ月分、計0.2カ月分を引き下げて、2.0カ月で支給する。また特別職については、12月期期末手当0.2カ月分を引き下げて、職員と同様2.0カ月で支給する改正条例が提出されていることから、議員につきましても特別職と同様に、12月期期末手当0.2カ月分を引き下げて2.0カ月分とし実施するため条例を改正するものでございます。

以上、議員各位にはよろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中西峰雄君）説明が終わりました。

これより、議案第16号と委員会提出議案第1号の2件について一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）職員のほうでお聞きいたします。給料表の改定また、期末勤勉手当の月数0.2カ月の引き下げなんですけれども、これでだいたい平均一人当たりいくらあたり

の減額になるのかということが一点と、それと、民間との格差があるということで、今回引き下げが行われるわけですがけれども、低いほうに低いほうに合わせていきますと、今でさえ消費というか購買力が落ちているときに、どこまでも落ちていくといたしますか、そのことによる地域経済への影響というものをどのように考えておられるのか、この二点お尋ねします。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）給料表の改定といいましたら、40歳以上の職員について平均で0.1%引き下げるところでございます。表につけているのがそういう改定でございます。それにつきましては、平均0.1%ということで一人当たり、これは2級から7級をさわっているわけでございますけれども、内容的には給料にしまして200円から700円ということで、そういう減額になってございます。トータル的に申し上げましたら、それによる月額が23万円、398人が対象になってございますけれども、月23万円の減額になります。それとボーナスの引き下げ0.2カ月分でございますけれども、これは特別職を除く624人が対象になります。病院を除きまして。それで、一人当たりちょっと出したんですけれども、月当たり5,021万9,000円と積算ではなっておりますということで、一人当たりになりますと5,000万円を600で割って、一人8万円ぐらいのボーナスの減額になろうかと思えます。

それと地域経済の影響でございますけれども、公務員の給料が地域経済を牽引しているのだという一方の考え方もございますけれども、それは影響ないということはございませんけれども、それがどれだけかというのはちょっと、それは積算してございません。そういう考え方もあるということは私どもも理解しておりますし、そういうことで考えてござ

います。あるだろうというふうには考えてございます。

○議長（中西峰雄君）よろしいですか。ほかにありませんか。

6番 清水君。

○6番（清水信弘君）賛成の方向なんですけれども、私はこの日本で、今よくわからないものが三つあるんです。一つは為替のディーラーと、あと労働基準監督署の職員が本当に労働基準法のとおり働いているのかということと、あと一つはこの人事院の勧告なのであります。さて、この人事院の長というのは、組織については聞きませんが、人事院の長とは何と呼ばれるのかと、それと、もしわかれば名前と経歴と年収をお教え願えたらと思います。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）言われますように、人事院そのものは独立した国の行政組織でございます。それで、人事院の中には人事官ということで3名いてございます。その中の人事院の一番トップが人事院総裁でございます。その人事官3名でございますけれども、これは総理大臣から任命されまして衆・参の国の議会の承認を得まして、天皇陛下から任命されるというような形になってございます。ということで、この人事官3名が主な、最終的な裁定をするわけでございますけれども、3名につきましてはいろいろな条件がございまして、任期が4年、12年以上してはならない、それから政党にかかわってはいけないとか、大学が同じ大学だったらいけないということで、同じ大学の同じ学部で複数の者になるのがいけないというような条件もあるようでございます。ということで、現在の人事官につきましては、総裁が江利川毅、この方と、原さん、それから篠塚さん、女の方でございますけれども、慣例で東大出身の官僚、官僚は

1人ということでは決まってるらしいです。決まっているというか、慣例でございます。それから、2名については民間からということで、東大出身の方と京大出身の方と、もう一人はマスコミ出身の方というのがずっと続いているような状況ということでございます。ちょっと年俸ですか、これは給料じゃなしに、それについては調べてませんのでわかりません。

○議長（中西峰雄君）よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、これをもって質疑を集結いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案第16号については会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって委員会の付託を省略することに決しました。

委員会提出議案第1号については会議規則第37条第2項の規定により委員会に付託いたしません。

これより、議案第16号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

10番 松本君。

〔10番（松本健一君）登壇〕

○10番（松本健一君）まず、私の今回の討論に関しましてはこの提案に関して反対の立場で討論をさせていただきます。

今回のこの減額について、先ほど企画部長からの答弁がございましたが、まず、地域経済を第一にこの橋本市、考えていかなければなりません。まずは収入自体、大阪から通勤で行っている方々と地域で働かれている方々

との収入格差も現在ございます。そういった中で地域の第一の企業である、その位置づけであるはずの、今700人を超える市役所でお勤めの方々の給料を減額するということは、先ほどの中身でボーナスで8万円の減額になるということです。これは地域に流れていく金額がその分、職員の数だけ減るということで、この現状を何とか立ち直らせるためには、ここで少し踏ん張っていただいて、何とか今年はこの額を出そう、また役員、幹部の方々についてはここでは仕方がないけれども、一般職員の方々には人事院勧告があったとしてもここは出そうということもしっかりと考えていただきたい。そういったことで、今回の討論、反対という立場でさせていただきます。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第16号 橋本市特別職給与条例等の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中西峰雄君）起立多数であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、委員会提出議案第1号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、委員会提出議案第1号 橋本市報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正す

る条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(中西峰雄君)以上で本日の日程は終わりました。

お諮りいたします。

明11月30日から12月5日までの6日間は議案調査等のため休会とし、12月6日午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

本日はこれにて散会いたします。

(午前10時17分 散会)